

令和7年度 第1回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所		令和7年6月2日(月) 金沢市第一本庁舎7階 第1委員会室	
委員 (委員数5名) (出席数5名)		委員長 栗田 真人(弁護士) 委員 深田 幸史(金沢大学教授) 委員 舟橋 秀明(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 古谷 まゆみ(公認会計士)	
次 第		1 開会 2 審議案件 (1) 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等 ア 令和6年度発注工事について イ 発注工事に係る平均落札率について ウ 工事成績評定について エ 入札参加資格停止の運用状況について オ 談合情報への対応状況について (2) 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等 ア 令和6年度発注業務について イ 委託業務に係る平均落札率について ウ 業務成績評定について (3) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯 (令和7年1月1日から令和7年3月31日) 3 閉会	
抽出案件		5件	
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6災3039号下水道管災害復旧工事(布設替工事)並びに配水管移設及び改良工事 ・ 伏見台放水門改良工事
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部環境エネルギーセンターITV監視制御装置緊急修繕工事
委託	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度 西部水質管理センター5系水処理換気設備更新実施設計業務委託
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無量寺町線消雪配管工事に伴う実施設計業務委託
審議内容		別紙のとおり	
委員会による報告 又は意見の具申		令和6年度の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。	

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市総務局監理課 工事契約係
 電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

令和6年度の発注工事等に係る入札契約手続きの運用及び工事委託業務の業者選考等は適切であることを確認した。

今後とも国や県・中核市及び県内市町等の動向に加え、能登半島地震による影響も注視しつつ、制度の検証を進めるとともに、随時適切に対応してほしい。

また、令和7年度からの入札制度等の改正については、適宜・適切に対応してほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>6 災 3 0 3 9 号下水道管災害復旧工事（布設替工事）並びに配水管移設及び改良工事</p> <p>○ 1 企業体での入札になった背景、予定価格にほぼ近い価格で落札になった背景について説明いただきたい。</p> <p>伏見台放水門改良工事</p> <p>○ 本案件は1回目2社参加申請があったが辞退により不調、2回目は1回目参加の1社と1回目不参加だった1社の2社が参加しているが、1社が辞退したことで1者応札になり、結果として競争が機能しなかったが、業者が参加するにあたり障害や辞退する要因についての見解をお聞きしたい。</p> <p>西部環境エネルギーセンター I T V 監視制御装置緊急修繕工事</p> <p>○ 随意契約の落札率は100%以下になるケースが多かったと思うが、落札率100%になった要因について見解をお聞きしたい。</p> <p>令和6年度 西部水質管理センター5系水処理換気設備更新実施設計業務委託</p> <p>○ ①入札結果として辞退が多く落札率も高い理由、②8社を指名しているが、本来8社以上指名するところ要件を満たす業者が8社しかなかったのか、③何らかの理由で8社に絞っていたのであれば、今後、類似工事において指名先を選ぶ際に、過去の経験や実績などを加味して指名先を選ぶのか、今回の実績が反映されていくのかお聞きしたい。</p> <p>無量寺町線消雪配管工事に伴う実施設計業務委託</p> <p>○ 入札結果では6社が入札し競争性があるように見えるが、最低制限価格よりも大分上での入札が多く高い落札率であった。結果からすると受注意欲がそこまで高くなかったと見てとれるが、このような結果になった原因をどのように推察されているのかお聞きしたい。</p>	<p>・ 入札に参加した企業体が1社しかなかった理由としては、発注時は能登半島地震などの災害復旧工事が国、県、各被災自治体から集中して発注されており、工事事業者において技術者が不足していたためと推察している。その結果、入札額も予定価格に極めて近い額になったものと推察している。</p> <p>・ 1回目入札の際、参加業者に辞退理由の聞き取りを行ったが、土木工事部分の仮設や既設水門の取り壊しにおいて、市の設計と相違が見られたことから設計を見直し、再入札を行ったものである。2回目入札の辞退理由は、技術者不足によるものである。</p> <p>・ 設計に際しては、メーカーから機器費や取付費の直接工事に関する費用の見積を徴収しており、この見積に市で決められた掛け率を乗じて直接工事費を算出し、これに共通費である、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を加算して予定価格を決定している。市の諸経費率などの積算基準は公表されていることから、契約の相手方は、精度の高い積算で算出することができたものと推察している。 随意契約は、100%に近い金額で落札となることが多く、昨年度の環境プラントの随意契約において本件以外にも1件100%で落札となった案件があった。競争原理が働かないため、どうしても高い落札率になってしまうところがある。</p> <p>・ ①辞退が多かった理由は、令和6年能登半島地震の影響があったと認識している。地震等の対応のため、国の災害査定と同時に、またそれを終えた後災害復旧工事が急がれる状況が生まれるが、そういった中で、事業者側において技術者不足が生じていたところである。今回指名した8社のうち7社が辞退しているが、聞き取りの結果、いずれも技術者不足が辞退理由であった。 ②指名した8社の根拠であるが、本市の役務等に係る契約事務取扱要領の中で金額に応じた指名業者数が定められており、そのルールに基づき8社を指名している。 ③指名にあたり今回4つの要件を定めているが、すべてを満たす事業者は9社あり、その中から8社を指名している。指名にあたっては本件に限らず過去の受注実績を必ず確認し、受注機会均等という考えから受注件数の多寡も含めて総合的に8者を指名している。今後も、すべて実績を確認し業務の要件を踏まえ指名をしていくことになるが、今回の落札業者を次も指名するか、また、今回外した業者を指名するかどうかは、機会均等といった観点からその都度の対応になる。</p> <p>・ 能登半島地震に関する災害復旧業務で、コンサルタント業界は、多忙な状況が続いていることに加え、今回の業務は、河川水を利用した消雪であり、河川水のごみを除去する装置等の検討を含め、比較検討項目が多く、その検討に手間を要することから、受注意欲がそこまで高まらなかったものと推察している。</p>